

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	徳島市まちづくり活動センターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市まちづくり活動センター条例	
根 拠 条 項	第8条	
連 絡 先	しらさぎ台自治会（電話 644-3378）	
審 査 基 準	基 準	<p>(利用料金の減免) 第8条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>○しらさぎ台まちづくり活動センター管理・運営規定 (利用料金の減免) 第8条 以下の号に該当する場合は、利用料金を無料とすることができる。</p> <p>(1) 行政機関の行政に関する利用。 (2) しらさぎ台自治会及び自治会が主催する各種会合。 (3) しらさぎ台団地住民が主催する各種会合（営利目的を除く）。 (4) 高齢者及び障がい者等の利用。 (5) 学校行事等の利用。 (6) 災害時等の利用。 (7) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日～3日（休日を除く）
	（設定しないものについてはその理由）	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）